

生徒会会則

第 1 章 名 称

第 1 条 本会は、奈良教育大学附属中学校生徒会と称します。

第 2 章 目 的

第 2 条 本会は、民主的な協議実践により、会員の学校内外の生活を向上させることを目的とします。

第 3 章 会 員

第 3 条 本会会員は、奈良教育大学附属中学校在学学生全員とします。

第 4 条 本会の目的達成のため、つぎの事業を行います。

1. 会員の学校内外の生活向上を計ること。
2. 会員の民主的な活動を高め、自律的な態度を養うこと。
3. 会員の文化的、体育的な活動を盛んにし、健康を保ち、教養を高めること。
4. その他本会の目的達成に必要なこと。

第 4 章 機 関

第 5 条 本会には、つぎの機関をもうけます。

1. 本会には、生徒総会、学校委員会、中央委員会、室長会議、クラブ部会、各部部会、学級会をおきます。
2. 生徒総会は、全生徒で編成され、生徒会会長が招集し、本会の最高決議機関であり、毎学期 1 回開くことを原則とし、生徒会会長が必要と認めたとき、または全会員の 3 分の 1 以上が必要と認めたとき、臨時に開くことができます。
3. 学校委員会は、会長、副会長、会計、中央委員、正副室長、校内生活部門各部正副部長、クラブ活動部門部長、によって構成され、各活動について連絡協議し、部活動の活発化を図ります。毎月 1 回開くことを原則とし会長がこれを招集します。本委員会は、次期生徒総会までの議決機関ともなります。
4. 中央委員会は中央委員により構成され、生徒会の行事運営に関して協議し、その推進を図ります。
5. 室長会議は、中央委員、各学級正副室長により構成され、室長会議議長が必要と認めたとき開き、生徒会活動全般に関して協議します。学年室長会議は学年中央委員と各学級の正副室長で構成され、必要なとき、学年の問題について協議します。
6. クラブ部会は、各クラブ代表者から構成され、各クラブ運営の連絡及び予算などを協議します。
部会は必要に応じて開かれます。
7. 校内生活部門の各部部会は各部部員によって編成され、各部の決議機関であり、毎月 1 回開くことを原則とし、必要に応じて臨時に開くことができます。
8. 学級会は学級の決議機関であり、毎週 1 回、開くことを原則とし必要に応じて開くことができます。
9. 中央委員会が必要と認めたとき、専門委員会をおくことができます。

第 5 章 部 門

第6条 本会は、校内生活、クラブ活動の部門をおきます。

1. 校内生活部門には、文化部、図書部、保健体育部、整美部、放送部、生活部、環境委員会をおき、つぎの仕事を行います。

文化部＝文化の集い、展覧会、見学、文化施設など。

図書部＝図書の管理、貸出、広報など。

保健体育部＝運動用具の管理、校内競技会の企画、研究記録の掲示、健康指導など。

整美部＝清掃計画および指導、用具の分配管理、クリーンデイ、クラスサービスなど。

放送部＝校内放送、放送室の管理。

生活部＝生徒の校舎内外の生活問題の調査や指導。

環境委員会＝校舎内外の環境問題の研究と啓蒙。

2. クラブ活動部門は文化クラブ、体育クラブにわかれます。

文化クラブ

体育クラブ

第 6 章 役 員

第7条 本会中央委員会は、つぎのとおりとします。

会 長 1名

副会長 1名

会 計 男子1名・女子1名

学年中央委員 各学年男子1名・女子1名

第8条 会長・会計は最高学年、副会長は2、3年、中央委員は各学年より、全校生徒の直接選挙によって選出します。選挙については別に規定を設けます。

第9条 各学級正副室長は、学級会にて学級員の互選により、決定します。

第10条 校内生活部門の委員は、学級会より男女それぞれ1～2名互選し、必要に応じて委嘱することもできます。各部正副部長は各部部会で部委員の互選により決めます。

第11条 クラブ活動部門は各クラブに代表者をおき、代表者はクラブ員で互選し、文化、体育クラブ正副部長は、クラブ代表者によって互選します。

第12条 役員の任期は半年とし、毎年5月と11月に改選します。ただし再選は妨げません。6月から11月までを前期、12月から5月までを後期と称します。

第13条 後期の中央委員、正副部長は第2学年、第1学年より選出し、第3学年の前期の中央委員、正副部長は引続き、顧問となります。

第14条 役員の任務はつぎのとおりとします。

会 長 ー 本会を代表し、本会の会務を統理し、会議を召集します。

副会長 ー 会長を補佐し、会長に事故があるときは代理をつとめます。

会 計 ー 会計に関する事務を行います。

中央委員 ー 会長、副会長を補佐し、生徒総会、各委員会の議事ならびに生徒会活動状況を常に知り各種活動の指導推進を行います。

校内生活部門各部長 ー 自分の属する部の活動を企画運営し、部を代表して生徒会活動について協議します。

室 長 ー 自分の属する学級の活動を企画運営し、学級を代表し、生徒会活動について協議します。

クラブ部長 — 文化, 体育クラブを代表して, 学校委員会に参加し生徒会活動について協議します。

各クラブの代表者はクラブの活動計画を立案し, 活動の推進を図ります。

第15条 生徒会役員は, 学校生徒会規定の記章をつけます。

第 7 章 会 議

第16条 構成人員の3分の2以上の出席をもって会議は成立します。議決は出席者の多数決によります。

第17条 生徒総会の議長は, 学校委員会の議長がこれにあたります。学校委員会の議長は, 委員の中から互選します。

第18条 生徒会の活動に関しては, 顧問教員の指導をうけ, 決定事項については, 校長の承認を得るものとします。

第 8 章 会 計

第19条 本会の会計年度は, 毎年4月1日に始まり, 翌年3月31日に終わります。

第20条 本会の会費は, 会員1人につき年額2000円とします。

第21条 本会会計予算, 決算は生徒総会に提出しなければなりません。

第 9 章 会 則 改 正

第22条 本会会則は, 生徒総会の過半数に承認され, さらに校長の認可を得れば直ちに施行されます。

第23条 会則改正の場合も会則承認に準じます。

付 則

1949年 4 月20日	成立
1951年 1 月16日	改正
1959年 3 月10日	改正
1961年 2 月10日	改正
1971年 1 月18日	成立
1972年 1 月31日	改正
1976年 10月18日	改正
1980年 5 月12日	改正
1991年 5 月16日	改正
1996年 11月30日	改正
2004年 4 月 1日	法人化にともなう校名変更